

十勝川河川敷 マネジメント事業者

公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

帯広市かわまちづくり協議会

## 目次

- 1 事業者募集の趣旨
- 2 かわまちづくり事業の目的
- 3 かわまちづくり事業の対象区域
- 4 事業期間
- 5 事業内容
- 6 事業実施条件
- 7 提案内容
- 8 参加資格
- 9 スケジュール
- 10 質問及び回答
- 11 参加申し込み
- 12 提案書の提出
- 13 提案者の決定
- 14 基本協定に関する基本的事項
- 15 提案者の失格
- 16 その他
- 17 各種書類等提出先・問い合わせ先

## 1 事業者募集の趣旨

帯広市北部を流れる十勝川に広がる十勝川河川敷は、芝生の河川敷が広がり、水と緑を感じながら憩える貴重な水辺空間です。こうした水辺空間の一層の活用を狙いとして、全国的にかわまちづくり・プロジェクトが動き始めました。

帯広市でも地域住民や民間団体、河川管理者ほか関係期間とともに「帯広市かわまちづくり協議会」（以下「協議会」という。）を立ち上げ、河川空間の賑わいを創出し、地域活性化を図ることを目的とした、かわまちづくりを行うこととしました。

十勝川河川敷は、令和元年9月に「都市・地域再生等利用区域」の指定を受けて、民間事業者による営利活動が可能になりました。

帯広市は、令和8年度からも引き続きかわまちづくり事業を展開するものとして、さらなるにぎわい空間の創出により、帯広市の魅力発信と市内をはじめ道内外からの集客や多様な主体の参画を図り、地域の活性化を目指しながら、水辺空間の利活用促進に取り組んでいきます。

この募集において、帯広市のかわまちづくり事業のパートナーとして、事業全体のマネジメントを担う事業者を募集いたしますので、本募集要領の内容を十分に把握されたうえでご応募ください。

## 2 かわまちづくり事業の目的

帯広市及び河川管理者と協力し、水辺空間における民間営利活動を含めた利活用を推進することで、まちなかの賑わい創出と持続可能なまちづくりに寄与する。

## 3 かわまちづくり事業の対象区域

都市・地域再生等利用区域指定範囲（対象範囲の詳細は別紙のとおり）

- ・以下、この区域を「事業区域」と呼びます。

## 4 事業期間

- ・協定締結日から5年間

## 5 事業内容

### （1）事業区域の活用

- ・事業区域内で開催するイベントの企画、運営及び開催希望者の募集、事業区域の使用に関する調整を行い、事業区域の利用促進を図る
- ・事業区域内におけるサービス提供の企画、誘致、運営管理
- ・事業区域内に出店する飲食店や売店等について、配置計画の立案及び設営管理
- ・出店者の営業状況を管理監督し、営業における条件を遵守する
- ・事業区域内への工作物の設置やイベント開催に必要な行政手続きを遅滞なく行う
- ・帯広市が行う課題解決に向けた取り組みへの協力

### （2）事業区域の維持管理

- ・事業で生じたごみの収集を行い、区域内を清掃することで美化に努める
- ・利用環境施設の整備及び維持管理
- ・芝生をはじめとした区域内における河川環境の維持管理

### (3) 情報発信

- ・事業内容や、十勝川河川敷の魅力を広く発信できる広報計画の立案とその実施

### (4) 記録・報告

- ・事業実施状況の記録（画像や動画など）、広報物や報告書等の資料で利用できる素材の収集
- ・事業評価や分析に必要となるデータ（利用者数、出店者やイベント関係者の売上、マネジメント事業者の事業収支など）の収集、管理
- ・本市の求めに応じマネジメント事業者の本事業に関わる収支報告（書式は任意）を各年度の計画時と終了時に提出する。
- ・本市の求めに応じ提案内容の実施状況が確認できる資料を作成し、各年度の終了時に報告する。

### (5) 関係団体との協議等（事業実施にかかる法定手続き等とは別に必要となる業務）

- ・「協議会」の開催に際し、求められた場合は運営状況に関する報告を行うとともに、協議会の意見を聴取し運営の参考にしたうえで反映状況を別途報告する。

### (6) 帯広市の業務内容（帯広市の業務として分担する項目及びマネジメント事業者への支援等）

- ・事業区域の占用主体として河川管理者との連絡調整
- ・マネジメント事業者の計画を河川区域内で実現するための指導・助言
- ・区域内での事業実施にあたり最低限必要となる一部利用環境施設の整備
- ・広報紙、プレスリリース、SNS 等といった帯広市が有する広報手段による、事業 PR への協力
- ・協議会各委員への情報共有など

## 6 事業実施条件

### (1) 費用負担に関する条件

- ・イベント/営業準備に関する費用、運営費、施設整備費、維持管理費（備品購入、人件費、材料費、光熱水費、情報発信費等、一部区域内施設の維持管理費）、損害賠償等保険料
- ・当該区域の事業が、かわまちづくり支援制度を受けて行っていることのほか、施設管理者および施設管理者の連絡先が明記された案内板の設置費用
- ・清掃及び環境対策に関する費用
- ・各種行政手続きに要する申請費用
- ・緊急時及び帯広市が主催するイベント等実施時における工作物等の移動に係る費用
- ・原状回復費用
- ・マネジメント事業者の責めに帰すべき事由により施設等を損傷した場合の修繕費用

### (2) イベントの誘致、開催及びその管理に関する条件

- ・事業区域において前例のないもの、大規模な設営物を要するもの、水面を利用するものについては、十分な猶予をもって帯広市から企画の概要の確認を受けてください。
- ・イベントの告知を開始するにはその開催について河川管理者の了承を得なければならないため、イベントの概要が固まり次第随時、帯広市の確認を受けてください。
- ・マネジメント事業者が企画、誘致したイベントのほかに事業区域を使用するイベント等の実施希望者が現れた場合、企画内容を把握したうえで開催時期、場所、使用条件の調整を行ってください。

### (3) 施設整備による空間形成に関する条件

- ・事業目的等に沿うものの他、統一感をもって十勝川河川敷および周囲の景観を阻害しない設えとしてください。

#### (4) 行政手続きに関する条件

- ・事業の実施にあたってはその内容に応じ、あらかじめ対象となる許可及び検査等の合格通知を受けなければなりません。事業開始までに必要な手続きについて、遺漏、遅滞のないよう事務を所管する機関へ提出してください。
- ・各種許可を受けたのちにその内容が変更になる場合は、事前に変更または追加の申請が必要となります。マネジメント事業者は各出店者の計画変更について把握し、未申請の行為が行われないよう確認・指導をしてください。
- ・事業内容によって不要になるもの、追加で必要になるものが生じる可能性があります。
- ・提案書に記載された事業を行うのに必要な申請行為等を募集期間中に事務を所管する機関へ行うことは可能ですが、提案が採択されなかった場合は、提案者の責任においてこれを取り下げてください。

#### (5) 利用区域の環境保全に関する条件

- ・事業に伴い生じたごみはマネジメント事業者の責任により適切に収集・処分をしてください。
- ・利用者が事業区域で購入した飲食物の容器等は事業区域内で確実に回収してください。また、近隣店舗のごみ箱や河川区域、路上に遺棄されることがないように対策をしてください。
- ・飲食店等で生じた汚水は下水道に接続するなど適切に処理をしてください。
- ・河川の水質や水生生物に悪影響を及ぼす行為は行わないでください。
- ・周囲の迷惑となる騒音・煙・匂いを発生させないようにしてください。
- ・事業区域において草木(芝生含む)の伐採、除雪を実施してください。なお、除草剤の使用は禁止されています。
- ・管理計画による草木の管理を行ってください。

#### (6) 利用者の安全確保に関する条件

- ・緊急時には利用者の安全確保に努めるとともに、あらかじめマネジメント事業者と本市で定めた連絡体制に基づき、市、河川管理者、事業関係者等に対し、運営管理状況や事故発生状況等について、速やかに情報共有を行ってください。
- ・水上または水際のイベント実施にあたっては救命胴衣を着用してください。

#### (7) 記録・報告に関する条件

- ・記録した画像や動画を本市が広報や報告資料で使用する際は、本市の求めに応じそのデータを提供してください。なお、提供されたデータについて本市の使用に制限を求めることはできません。
- ・イベントごとの利用者数、売上げ、その他マーケティングや事業評価に必要とされるデータの収集、収支などの管理を行い、収集したデータは本市の求めに応じ提供してください。

#### (8) 共通禁止事項

- ・事業区域及びその周辺に混乱または危険が生じる行為。
- ・公の秩序または善良なる風俗を害する恐れがある行為。
- ・集团的、常習的に暴力不法行為を行う組織の利益になる行為。
- ・特定の政治団体、宗教団体の利益になる行為。
- ・勧誘、キャッチセールス等の行為。

## 7 提案内容

### (1) 提案の前提条件

- ・新たに提案された計画については関係機関との協議や詳細の確認が必要となるものは、プロポーザル時に評価を得たとしてもその実施を確約できるものではありません。
- ・実施にあたり安全性や周辺に与える影響の予測が難しい企画については、試行を重ね課題の抽出と対策をした後に本格的な導入をするプロセスを踏む場合があります。
- ・これまでの章で述べてきた事業の目的、内容、条件を理解したうえで事業者の自由な発想やアイデアをもってまちなかの賑わい創出と持続可能な「まち空間」との連携に寄与する事業を提案してください。

### (2) 提案書作成要領

- ・提案書は、指定する項目に沿った構成にしてください。順序の入れ替えや項目の組み合わせは可能としますが、当該頁がどの項目に該当するのか表示してください。

項目	内容
表紙	
目次	表現自由
1 事業コンセプト  マネジメント方針	本事業の目的を理解したうえで次の事項に触れながら事業全体のコンセプトを提案すること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者に提供する体験価値</li><li>・計画している事業の強み</li><li>・事業全体のターゲットの具体的な考え方</li><li>・事業区域にどのような魅力を創出するか</li><li>・市民ニーズの把握とその対応について提案すること</li><li>・地域の特性をふまえ、「公共性の確保」、「地域活性化」、「環境保全」の視点からマネジメント事業者に求められる役割や、運営の在り方について述べること。</li></ul>
2 イベント計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・開催を予定しているイベントの内容（複数可）</li><li>・イベント関係者をどのように募るか（例：公募、事業者のネットワーク、もしくは直営）</li><li>・イベント関係者とどのように連携するか</li><li>・その他提案事項</li></ul>
3 地域連携  地域貢献	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業区域の特性を踏まえ、地域（市民、周辺の企業、団体や商店街など）と連携して実施する取り組みを提案すること。</li><li>・最低限求める内容（芝生の草刈り作業、除雪）に加えて、利用環境の整備、保全に貢献できる内容について提案すること。</li></ul>

<p>4 広報 コミュニケーション</p>	<p>実施・運営情報をどうやって認知してもらうか、また事業区域の魅力をどのように発信するか、以下の項目も踏まえながら具体的な広報計画を提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報ターゲットを的確にとらえた計画を提案</li> <li>・ 専用の Web サイトを設ける場合はその内容、運用方法についても計画に加えること。</li> <li>・ 利用マナーや過ごし方についてどのように意識啓発をしていくか提案すること。</li> </ul>
<p>5 運営・管理・収支計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 責任者及び関与スタッフの人員体制</li> <li>・ (共同企業体の場合) 共同企業体の役割分担</li> <li>・ 事業者が過去に主体的に実施した本事業に類似する業務、あるいは本事業に生かせる業務があればその実施内容</li> <li>・ 本事業に携わるスタッフが類似事業を担当していた場合はその関わり方</li> <li>・ イベントごとの利用客数および売り上げを把握・管理する方法</li> <li>・ 事業評価に活用できるデータの収集を計画していればその方法</li> <li>・ 提案内容を運営する上での収支計画書</li> </ul>
<p>6 提案者 PR 自由提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1～5で提案した内容のほかに、自社の強みを生かし差別化できるアピールポイントがあれば提案すること。</li> <li>・ 本事業に関わることで市スポーツ行政の課題解決に関与・貢献できることがあれば提案すること。</li> <li>・ その他提案事項</li> </ul>
	<p>【キーワード】 する・みる・ささえる・知る、若者、無関心層</p>

## 8 参加資格

- (1) 自らが提案した企画内容を自らが遂行するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等、運営体制について十分な管理能力を有していること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 帯広市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者でない者であること。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

## 9 スケジュール

- (1) 公募開始：令和8年5月12日（火）
- (2) 提案書提出期限：令和8年6月11日（木）午後5時必着
- (3) プロポーザル評価会議：令和8年6月12日（金）
- (4) 審査結果通知：令和8年6月中旬

※提案の内容に応じて、提出期限後にヒアリングを行う場合があります。

## 10 質問及び回答

本プロポーザルに係る質問をする場合には、質問書（様式任意）を提出してください。

提出期限：令和8年6月1日（月）午後3時必着

提出方法：E-mail

メールの件名は「【かわまちづくり】プロポーザル質問書」としてください。

回答方法：令和8年6月5日（金）までに、帯広市ホームページで掲載します。

※電話・FAXによる対応は致しません。

※回答は、本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

※本募集要領に関係のない事項、審査の公平性に影響する事項、単に意見表明と解される内容等と判断するものについては回答しません。

## 11 参加申し込み

### (1) 提出書類

- ・プロポーザル参加申込書（第1号様式）
- ・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ・組織の概要(自由様式)

### (2) 提出期限及び提出方法

令和8年5月22日（金）午後5時までにE-mail又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、提出期限までに必着とすること。なお、提出期限までに提出しない者は、本プロポーザルに参加することができないものとします。

### (3) 辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」（第3号様式）を提出してください。

提出期限は令和8年5月29日(金)午後3時までとします。

## 12 提案書の提出

### (1) 提出書類：「7 提案内容」参照

### (2) 提出部数：6部（正本1部、副本5部）

副本は応募者の商号又は名称、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、資本関係等、提案者を特定できる内容をマスキングした状態で提出してください。

### (3) 提出期限：令和8年6月11日（木）まで ※土・日曜・祝日を除く

### (4) 受付時間：午前9時～午後5時

### (5) 提出方法：持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、提出期限までに必着とします。なお、提出期限までに提出しない者は、本プロポ

ーザルを辞退したものとします。

(6) その他

- ：提案者が6者以上となった場合は事務局で書類審査を実施することがあります。
- ：参加申込みが1者となった場合は審査を早める場合があります。

### 13 提案者の決定

(1) 候補者の決定は、帯広市かわまちづくり事業プロポーザル審査委員会において行います。

(2) 決定方法

- ア 候補者の決定は、各提案者提出の提案書の内容を基に審査を実施します。
- イ 審査委員会は非公開とします。
- ウ 審査は、各評価委員が審査基準に基づいて審査を行い、合計点が最も高い者を候補者、次に高い者を次点者に決定します。同点となった場合は、評価委員の協議により順位を決定します。
- エ 提案者が1者のみであった場合においても、評価委員による審査を行います。  
審査の結果、提案内容が帯広市の目的に沿ったもので一定の成果が期待できるものがあると判断した場合において、その者を候補者とします。
- オ 審査の結果、合計点が6割を超える者に限ることとします。

(3) 審査基準 提案内容を審査する際の基準は以下のとおりとします。

項目	審査の視点	配点
1 事業コンセプト	<ul style="list-style-type: none"><li>・コンセプトは事業の目的を理解し、達成への期待をできるものであるか</li><li>・十勝川河川敷で行う事業としてふさわしいものであるか</li><li>・多様な人々が楽しめるものであるか</li><li>・市民ニーズをとらえ、コンセプトに結びつけられているか</li><li>・市の課題解決に資するものとなっているか</li></ul>	8
2 イベント計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業コンセプトを踏まえたうえで、個々のイベント計画としてのターゲットを明確にしているか</li><li>・十勝川河川敷ならではの体験価値を提供できるものであるか</li><li>・多様なイベント関係者が参加できるシステムになっているか</li></ul>	8
3 地域連携 地域貢献	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域（市民、周辺の企業、関連団体など）と連携を図ることで地域の活性化に寄与する取り組みであるか</li><li>・利用環境の整備、維持管理に関して意欲的かつ具体的な取り組みであるか</li><li>・環境の保全に対して意欲的かつ具体的な取り組みであるか</li></ul>	8
4 広報 コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"><li>・Web や SNS などの活用を意識した計画となっているか</li><li>・帯広市や十勝川河川敷の魅力を発信できる具体的なかつ効率的な広報計画となっているか</li><li>・十勝川河川敷への親しみを醸成することが期待できるか</li></ul>	8

5 運営・管理・収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容を安定的に運営できる体制が組まれているか</li> <li>・本事業に資する実務経験を有しているか</li> <li>・収支計画は提案内容に照らし、妥当なものとなっているか</li> <li>・利用者数、売上の把握方法は効果的かつ効率的で確実性があるか</li> <li>・事業の効率化、改善のためのデータ収集に意欲的に取り組むか</li> </ul>	8
6 提案者 PR 自由提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の特徴、強みを生かした提案であり、実現可能性を考慮した取り組みとして成果が期待できるか</li> <li>・これまでの実施状況に関する意見等に対する取組が提案されていて成果が期待できるか</li> </ul>	10

#### 14 基本協定に関する基本的事項

(1) 基本協定書（以下「協定書」という。）（別途定めるものとする）

事業実施期間における施設の使用について優先的に使用可能とすることなどを定めたもの。

(2) 締結等の方法

ア 帯広市と候補者とで協定書の内容の確認を行い、合意に至った場合は協定書を締結します。

イ 候補者との協定書締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点者と交渉します。

ウ 協定等の締結後においても、マネジメント事業者が本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、協定等を解除することができるものとします。

#### 15 提案者の失格

次のいずれかに該当したものは、失格とします。

- (1) 「8 参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者
- (2) 提案書提出期限に遅れた者
- (3) 参加申請書を提出した日から評価会議において審査が終了するまでの間に審査委員又は事務局に不正な接触を行った者
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者又は提案書の作成要領に違反した者
- (5) 評価会議において設定する一定の点数に満たない者

#### 16 その他

- (1) 提案書の作成・プレゼンテーション等にかかる費用については提案者の負担とします。
- (2) 本市は、提出された提案書やデザイン等を提案者に無断で使用しません。
- (3) 提出されたすべての提案書は返却しません。
- (4) 提出された提案書は複製を作成する場合があります。
- (5) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。また、使用する文字の大きさは、原則として、11ポイント以上とします。図を用いる場合の注釈等の文字については、この限りではありませんが、文字が十分読み取れる程度としてください。

## 17 各種書類等提出先・問い合わせ先

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 生涯学習部スポーツ室スポーツ課内  
帯広市かわまちづくり協議会

電話：0155-65-4210

Mail：[sports@city.obihiro.hokkaido.jp](mailto:sports@city.obihiro.hokkaido.jp)

